



鳥取県にインターンシップで来られていた鳥取大学農学部 3 年種近早知さんに、農地・水保全活動に取り組んでおられる活動組織への聞き取り調査に同行して頂き、その時の感想を率直にレポートされていますので、今回掲載させていただきます。

私を感じた農地・水保全活動における集落への波及効果

今回、私は鳥取市、南部町及び伯耆町の農地・水保全活動を実施されている方々とお話をする事ができました。私は「農地・水保全管理活動」と聞くと、地域の人が集って水路の泥上げや畦の草刈り等をするというイメージでしたが、実際は、農家以外の方々も一緒になって農地や水路の管理活動や様々な交流活動に取り組んでおられ、想像以上に、活動に取り組まれたことによる、集落内への刺激的な効果があったと感じました。今回取材した 4 つの組織の方々は、活動を実践される過程で、「農家と非農家の交流する機会が増えた」、「人と人の繋がりが濃くなった」と言っておられ、結果、30年ぶりに納涼祭が復活したとか、この事業をきっかけに地域がまとまり、新たなイベント等の取り組みに繋がっている事例がありました。



久末環境保全会（鳥取市）

主な活動は、水路の泥上げなどの適正管理、農道の草刈りなどで、そのほかにも施設の機能診断や補修技術等の研修会へ積極的に参加され、自らため池の点検や補修もされていました。地域のもをとても大切にされ、それらを守ろうという強い意志を感じました。その強い意志が、地域の伝統を受け継ぎ、地域の活性化に繋がっていくのだと思いました。また、遊休農地を活用し、子ども会と一緒に稲刈りや餅つきなど多くの取り組みをされており、なかなか体験することのない農作業に子どもたちも楽しんでいる様子だったようです。



子供たちによる稲刈り体験

岸本環境保全組合（西伯郡伯耆町）

菜の花祭りに力を入れておられ、この事業に取り組むことによって景観保全の意識が高まり、参加人数が年々増えていったそうです。そしてこの勢いに乗り、また新たなイベントへの取り組みも思案中のようで、集落が活性化しているのを感じました。子どもの頃の地元の行事などの体験は、大きくなってからもずっと心に残り、また地元の良さに気づく機会になると思います。

園児による菜の花畑遠足



三崎地区農地・水・環境保全会（西伯郡南部町）

こちらでも、遊休農地を利用してジャガイモ、タマネギ、コスモスなど多数作っておられ、収穫祭をするようになったそうです。そして、地域のコミュニティをととても大事にされており、行事の参加を呼び掛けたり、若い方と進んで交流することを心がけているというお話が印象的でした。また、草刈り軽減のため、畦畔に芝などのカバープランツの設置についても前向きに検討しておられました。



みんなでタマネギの収穫

清水の恵みを守る会（鳥取市気高町）

15a の遊休農地を利用して「そば」を作り、収穫祭では、子どもと一緒に打ったそばや地元野菜で作った豚汁を集落みんなで食べるそうです。そして年越しにはそれぞれが打ったそばで、新たな年を迎えられるそうで、そのそばがとても美味しいと言っておられました。また、そのそばと地域の宝である「布勢の名水」をコラボさせ、生産から流通までの 6 次産業化なんて、話を進められると、「夢の夢」と言われながら、皆さんの楽しそうな笑顔に、私までワクワクしました。また、夏祭りや運動会では、おそろいのピンク色のポロシャツを着用することで、集落が一体となり、地元を離れた方も、行事に合わせて帰って来られると聞いたときは驚きでした。



収穫したそばにて・・・



復活した納涼祭・・・

この事業は、活動次第で地域に良い影響をもたらしていましたが、若い担い手がない、事務処理が大変であることなど、抱える問題も多いようでした。若い方々も活動に参加したくないのではなく、ただきっかけがなかったり、農地・水保全に関して危機感がないのではないかと思います。私も今まで、地域の農地や水路のことなど、誰かがやってくれる、なんとかなる、くらいにしか思っていませんでした。しかし、今回この事業について勉強し、組織の方々の話を聞いていくうちに、これからは私たちも地元の施設、伝統を守り、良くしていく立場になるという意識が生まれました。私も、祭りなど地元の行事に参加し、地元の方と話をする、そんな小さなことから始めてみようと思いました。

農地・水保全管理支払交付金に係る活動作業時の安全確保について

今般、東北農政局管内の活動組織において、農道の敷砂利作業中に、停止中の2t ダンプトラックと後退してきた小型特殊自動車ホイールローダーとの間に**構成員が挟まれ死亡する事故が発生しました。**

注意事項

○参加者が全員集合した時、たとえ慣れている共同作業であっても、改めて作業時の安全確保に関する注意点等の連絡・確認を行ってから、作業を始めること。

○作業全体を通して安全管理に目配りする統括者を決めて作業を行うこと。統括者は、参加者が安全に作業できるよう、常に目配りをしながら、必要な声かけなどを行うこと。なお、班に分かれて作業をする場合は、班毎に安全管理の担当者を定めること。

○トラック等による現場での資材の積み降ろし、重機の近くで作業をする場合などは、事前に誘導員を決めて、接触事故が起こらないように努めること。

○怪我をする恐れのある現場や作業では必要に応じてヘルメット、防護メガネ、安全靴、防護手袋等を着用すること。

○作業内容によっては、専門技術を持った方の指導・監督の上実施することも必要。

○作業時に万が一事故が発生した場合、直ちに発見・連絡できるよう、共同作業を実施する際には、必ず複数の作業者がお互いに目視で確認できる人員配置で作業を行うこと。

○万が一に備え、事前に傷害保険等へ加入すること。また、その保険の支払適用範囲については、複数の役員で保険会社に確認を行い、総会等の場で全構成員に周知すること。



作業時には、ヘルメット、安全靴を着用すること

ご存知ですか？

◎傷害保険は交付金から支出できます。

市町において、ボランティア活動、自治会活動などの活動に対しての保障があるようですが、対象となる活動は、社会奉仕活動（自らの利益を目的としない、無報酬の活動）のようです。農地・水保全管理支払交付金で実施している活動とは全く違います。

よって、農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援、向上活動支援）で実施している活動に対して、万が一に備えて傷害保険に加入しておくことをお勧めします。

以下に、参考として、JA共済を紹介しておきます。（もちろん、JA共済以外でもOKです。）

イベント共済（環境保全プラン）

環境保全プランは、「農地・水保全管理支払交付金」事業に基づく活動組織、農地・水・環境保全組織の構成員が、共同活動・向上活動に参加した際のケガや賠償事故を保障する仕組みです。

http://www.ja-kyosai.or.jp/okangae/product/human/p_kankyau.html

◎日当等の源泉徴収の取扱いについて

○構成員について

活動組織に源泉徴収義務がない場合でも、**構成員たる個人が課税の対象となります。**

参考：確定申告しなくてもよい人

- ・一カ所から給与を受けている人で、**給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が年間20万円以下の人**
- ・二カ所以上から給与を受けている人で、「主たる給与」の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が年間20万円以下の人

具体的な事務手続きの内容については、税務署へ個別に相談を行うことが望ましいです。

平成25年度共同活動、向上活動の提出書式の改正について

○共同活動

【様式第1-8号】金銭出納簿（改正） -----> 項目追記（共同活動支援交付金の返還額）

返還額、次年度繰越額

項目	金額(円)
共同活動支援交付金の返還額	
次年度繰越額	
合計	

【様式第1-9号】実施状況報告書（共同）（改正） ---> 支出の部追記（5.返還）

	項目	金額(円)	備考
支出の部	1. 日当		
	2. 購入・リース費		
	3. 委託費		
	4. その他		
	5. 返還		
	6. 次年度繰越		
	合計		

○向上活動

【様式第2-6号】（活動記録）（改正） -----> 様式番号の変更

【様式第2-7号】（作業日報）（改正） -----> 様式番号の変更

【様式第2-8号】（向上：金銭出納簿）（改正） -----> 様式番号の変更

市町より入手するか、下記のホームページからお願いします。

<共同活動の書式>

<http://www.totirengogonet.or.jp/kyogikai/yoshiki/yoshiki.html>

<向上活動の書式>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41402.htm>